
**市民とともに創る
協働のまちづくりシンポジウム**

と き： 平成21年10月18日（日）午後1：30～4：30

と ころ： 生駒市コミュニティセンター文化ホール

主 催： 生駒市

後 援： 生駒市議会、生駒市自治連合会、生駒市市民自治推進会議

市民とともに創る協働のまちづくりシンポジウム

生駒市では今年6月に「生駒市自治基本条例」を制定しました。この条例は市民のみなさんが市政に参画し、議会・行政と協働していっしょによりよい生駒市づくりをしていくための基本的なルールを定めたものです。

そこで、みなさんにこの条例の理解を深めていただき、よりいっそう「参画と協働のまちづくり」を考えていくためにシンポジウムを開催します。

<プログラム>

受付 午後1時00分

開会 午後1時30分

あいさつ 山下 真 <生駒市長>

下村 晴意氏 <生駒市議会副議長>

基調講演 午後1時40分

演題 「生駒市自治基本条例施行をふまえて」

講師 中川 幾郎氏

<帝塚山大学法政策学部教授、生駒市市民自治推進会議会長>

休憩 午後2時30分

パネルディスカッション 午後2時45分

「テーマ：参画と協働のまちづくり」

<パネリスト>

山下 真 <生駒市長>

樋口 清士氏 <生駒市議会議員>

藤堂 宏子氏 <生駒市自治連合会会長>

森川 裕一氏 <奈良県くらし創造部協働推進課課長>

仲川 げん氏 <奈良市長>

木原 勝彬氏 <ローカル・ガバナンス研究所所長>

<コーディネーター>

中川 幾郎氏

基 調 講 演

「生駒市自治基本条例施行をふまえて」

帝塚山大学法政策学部教授
生駒市市民自治推進会議会長

中川幾郎

はじめに

自治基本条例制定を通じた自治体自立への道筋
地域社会活性化→自治体活性化→自治体政治活性化

1. 自治基本条例制定の意義

(1) 自治基本条例とは何か

- ① 自治体最高規範性の確立
- ② 自治体運営理念・原則の確認
理念＝重視する価値、原則＝行動原則
- ③ 市民（市民団体）、政治（議会）、行政（首長・職員）三者の役割、責務の明記
- ④ 住民（市民）自治、団体自治の関係性の強化と確認
- ⑤ 自治体独自制度の設置根拠条例（市民参画、住民投票、行政評価、パブリック・コメント制度、外部監査、NPO支援、住民自治システム等）

(2) 住民自治とは何か

理念的に説かれるばかりで自治法に明確な規定無し

※一般的には、住民主権に基づく団体（行政・議会）統制システムを指している
住民自治システムを条例で明確化する必要性がある

(3) 二つの住民自治がある

- ① コミュニティ型自治（共和主義的）＝地域共同社会＝自治会、区長制度など
 - ② アソシエーション型自治（自由主義的）＝目的別結社社会＝NPOなど
- ※ この二つがそろって市民社会は活性化する

2. 自治基本条例を必要とする時代背景

(1) 厳しさを増す自治体経営の時代における自治体自立のために

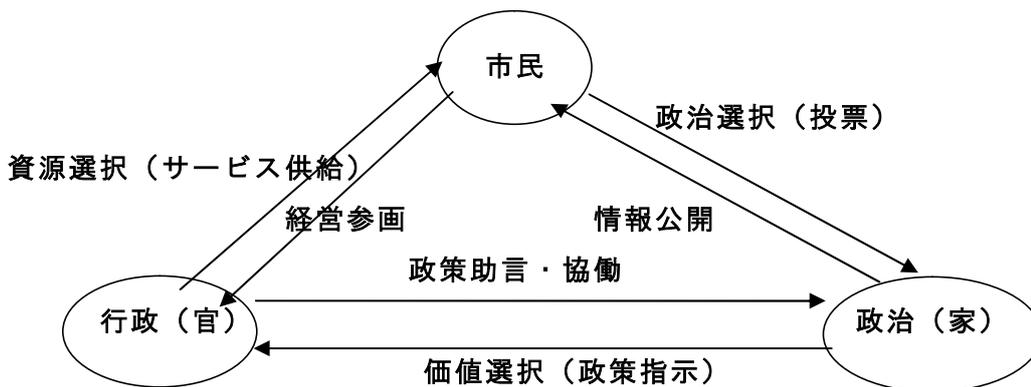
- ① 理念（重視する価値の選択、文化の重視）
- ② 原則（自治体運営の行動原則を明確化する）
- ③ 仕組み（そのためのシステム）
- ④ 主体と責任の明確化（市民、議会、行政）

(2) 国による制度改革の方向から

- ① 三位一体改革（財政縮小）
 - ② 自治体破綻法制の改革（会社更生法型から民事再生法型への転換）
 - ③ リスク管理の強化
 - ④ 民主党勝利による自治体重視と責任の増大
- (3) 戦後の分野別・省庁別住民組織の解体と再編成へ
- ① 超高齢化・少子化（生駒市も例外ではない）
 - ② 人口減少（高齢者等の都心回帰現象）
 - ③ 人材資源の無駄遣い
 - ④ 総合能力の喪失

3. 自治基本条例に関わる幾つかの重要概念を通して（思考の転換を）

- (1) 「参画」と「協働」「まちづくり」とは何か？
- (2) 情報の提供・公開・共有、それぞれどう違う
- (3) 「市民」概念のとらえ方（寝民、居留民、市民すべて違う）
- (4) サービス受給者、租税負担者、経営者
- (5) 市民、政治（首長、議会）、行政（役所）の三角関係を問い直す



- ① 政治理念選択（ビジョン）
- ② 価値順位選択（トレードオフ）
- ③ 資源配置選択（最適効率性、経済性）

市民参加（参画）、政策助言、活動報告（公開）の重要性が増す

4. 改めて「自治」づくりを考える

- (1) 生駒市の「自治」づくり＝いわゆる「まち」づくり
それは、自治体（生駒市）づくり、地域社会づくり、近隣社会づくりの3層
- (2) 90年代までの「まちづくり」を反省する
地域経済活性化、商店街振興等、ほとんどが経済的動機から。そして…阪神大震災
- (3) 真のまちづくりとは…
 - ① コミュニティレベルにおける社会資本形成の営みを意味する

- ② 「社会資本=Social Capital」の三層構造
ヒューマン（社会関係資本）、ソフト（社会的共通資本）、ハード（インフラ）

(3) まちづくりの発展段階論

- ① 安全・安心（災害対応、犯罪防止）
- ② 機能性の整備（子ども、女性、高齢者、弱者にとって住みやすいか）
- ③ 社会的関係の場として（コミュニケーションは活発か＝信頼と面識社会づくり）
- ④ 真善美の面から（学び、美しさ、ハイモラル）
- ⑤ ローカル・アイデンティティの確立（オンリーワンのまちづくり）

5. 日本型地域社会の再生シナリオ

(1) 住民自治の再創造＝地域社会改革と地域社会への分権化

- コミュニティ系団体、自治会、町内会の地殻変動
超高齢化しつつあるコミュニティ系団体、一部に見られるボス支配
主な活動内容…回覧板・お葬式・レクリエーション、専門性のなさ、後継者難、任意加入者の減少、世帯単位方式の限界
- アソシエーション系団体、NPO型市民組織の課題
多数輩出しているNPOにも課題が多い
社会的支持の薄さ、財政基盤薄弱、経営能力の未熟さ、離合集散、総合性のなさ、ノイジーなマイノリティを印象づけている
- コミュニティ型組織とアソシエーション型組織との融合・衝突
二つの市民組織はどう出会うか？
 - A コミュニティ型組織…共和主義的、集団主義的、安全・治安、非合理主義、地域共同感情、全日的、総合的
 - B アソシエーション型組織…自由主義的、個人主義的、幸福追求、合理主義、共同課題、定時的、専門的
- 公共的支援の制度化のために
 - ・「新しい公」各種市民公益活動支援の再統合と整理
 - ・縦割り行政との団体関係の見直し→総合型コミュニティの再生へ

(2) 総合型コミュニティ執行部に団体内の各種代表性を細やかに担保する

- ①地域代表性 ②世代別代表性 ③課題別代表性 ④その他属性別代表性

(3) 人材育成、システム構築、拠点整備を怠りなく行う

(4) コミュニティ・ビジネスの経営主体となり、多様な財源を確立する

(5) 団体自治の改革①＝行政改革、行政組織内の分権化

- お役所公務員から自治体政府職員への転換
- 機関委任事務型、法律・通達準拠主義から自治・自主立法主義へ
- 政策評価システムの形成と総合計画システムの連動へ
※真の「計画行政」とは？（目標管理）

- 行政情報の公開と政策選択のための視点提供
- 地域担当職員制度、支所、現場での政策提案、経営競争導入
※地域担当職員は、市民の家来ではない。パートナーである
- 職員評価システムの改革

(6) 団体自治の改革②＝政治改革、議会改革と議員活動の変革

- 少数精鋭、政策審議型議会への転身
- 議会活動の公開
- 狭域地域利益代表、団体利益代表型から広域的、専門的な議員活動へ
- あれもこれも、から政策選択型への転換
- イデオロギー型からプログラム提示、ストーリー型へ

6. 総合住民自治協議会がつくる「まちづくり計画」の中身は？

- (1) 安全（安全のまち）
- (2) 弱者にとっての機能性（安心のまち）
- (3) コミュニケーションの回復と活性化、産業・経済振興（活力ある元気なまち）
- (4) 美しいまち、高いモラルのまち、教育が盛んなまち（心豊かなまち）
- (5) アイデンティティが明確で、誇りが持てるまち（誇りが持てるまち）
※これらを可能にする第一歩は、「面識社会（J. デューイ）」づくりである
※NHKの「ご近所の底力」から
○まちづくり＝市民自治の実践はコミュニティの再生過程
○「面倒さ」と「弱さ」の承諾
○自治(Autonomy)能力と経営(Administration)能力の確立
- (6) 時間、空間、人間（集団）三つの「間」への愛着→帰属意識
※どのまちづくり活動でも、やがて底力を発揮し始める人びとの共通性……？

プロフィール

【基調講演】

なかがわ いくお
中川 幾郎氏（帝塚山大学法政策学部教授、生駒市市民自治推進会議会長）

昭和 44 年同志社大学経済学部卒業。同年豊中市役所入庁、平成 8 年 11 月市長公室広報課長を最後に退職。平成 12 年大阪大学大学院国際公共政策研究所研究科博士後期課程修了。大阪大学博士（国際公共政策）。

生駒市総合計画審議会会長、生駒市政治倫理審査会会長、日本文化政策学会会長、奈良県文化懇談会座長、神戸市地域活動推進委員会委員長、宝塚市パブリックコメント審議会会長、西脇市総合計画審議会会長、総務省人事政策アドバイザー等

【パネルディスカッション】

＜パネリスト＞

やました まこと
山下 真（生駒市長）

平成 4 年 3 月東京大学文学部フランス語フランス文学科卒業、平成 4 年 4 月朝日新聞社入社、同年 12 月同社退社、平成 6 年 4 月京都大学法学部 3 年次編入学、平成 10 年 3 月同学部卒業、平成 10 年 4 月司法修習生（52 期）、平成 12 年 4 月弁護士登録（大阪弁護士会）、平成 18 年 2 月生駒市長就任

ひぐち きよひと
樋口 清士氏（生駒市議会議員、元生駒市市民自治検討委員会委員）

昭和 61 年大阪市立大学大学院前期博士課程（工学研究科）修了、地域未来研究所京都事務所長。平成 19 年生駒市議選初当選、生駒市議会前副議長、市民福祉委員会副委員長、新病院設置等に関する特別委員会副委員長

とうどう ひろこ
藤堂 宏子氏（生駒市自治連合会会長、生駒市市民自治推進会議副会長）

奈良女子大学文学部卒業。ひかりが丘自治会会長、北地区自治連合会会長、生駒市都市計画審議会委員、生駒市環境審議会委員、生駒市行政改革推進委員会委員等

もりかわ ゆういち
森川 裕一氏（奈良県くらし創造部協働推進課課長）

昭和 54 年 3 月京都大学工学部土木工学科卒業、昭和 56 年 3 月京都大学大学院工学研究科修士課程修了、昭和 56 年 4 月奈良県入庁、平成 18 年 4 月奈良県企画部総合政策課長、平成 20 年 4 月くらし創造部協働推進課長

なかがわ
仲川 げん氏（奈良市長）

平成 10 年 3 月立命館大学経済学部卒業、同年 4 月帝国石油（現国際石油開発帝石）株式会社に入社、平成 14 年 6 月より NPO 法人奈良 NPO センターで勤務し、事務局長・常務理事を歴任、平成 21 年 7 月奈良市長就任

きはら かつあきら
木原 勝彬氏（ローカル・ガバナンス研究所所長）

昭和 44 年関西学院大学法学部卒業。民間企業を経て、昭和 59 年社団法人奈良まちづくりセンター理事長。平成 12 年 NPO 政策研究所理事長

＜コーディネーター＞

なかがわ いくお
中川 幾郎氏